

# 役員報酬及び費用に関する規程

制 定 平成25年4月1日

## (目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人愛知県畜産協会（以下「この法人」という。）の定款第31条の規定に基づき役員報酬及び費用に関し必要な事項を定める。

## (定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条13号に規定する報酬等であって、その名称にかかわらず、費用とは明確に区分されるものをいう。

## (報酬等)

第 3 条 常勤役員に対しては別表の定例報酬を支給する。ただし、常勤役員がこの法人の職員の身分を有する場合は、報酬は支給しない。

- 2 非常勤役員が、協会の職務執行をしたときは、その対価として8,000円の日当を報酬として支給することができる。ただし、一般職の愛知県職員の身分を有する場合には支給しない。

## (報酬等の支給方法)

第 4 条 常勤役員に対する定例報酬の支給日は、毎月16日とする。ただし、その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときはその日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日に支給する。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、理事会等に出席した都度、支払う。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する金融機関に口座振込の方法により支払うことができる。
- 4 報酬等より控除する額等、支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程に準ずる。

## (費用)

第 5 条 この法人は、役員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

2. 常勤役員には、通勤手当を支給し、その計算方法は職員を対象とする給与規程に準ずる。

3. 役員が職務を執行をする場合は、住居地から職務執行地までの往復の費用として別に定める旅費規程により旅費を支給する。ただし、会員団体の常勤役員である役員にあっては、旅費のうち通勤経路と重複する部分については除外する。

(公表)

第 6 条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 2 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益法人の設立登記の日から施行する。

別表(第 3 条関係)

項 目	内 容
常勤役員の報酬額	600万円／年 以内で 理事会において決めた額

(平成 24 年 12 月 19 日平成 24 年度臨時総会決議)